

【民進党内閣・総務合同部門会議 資料】

政策要望

～「Japan Ahead」構想の推進～

2016年11月9日

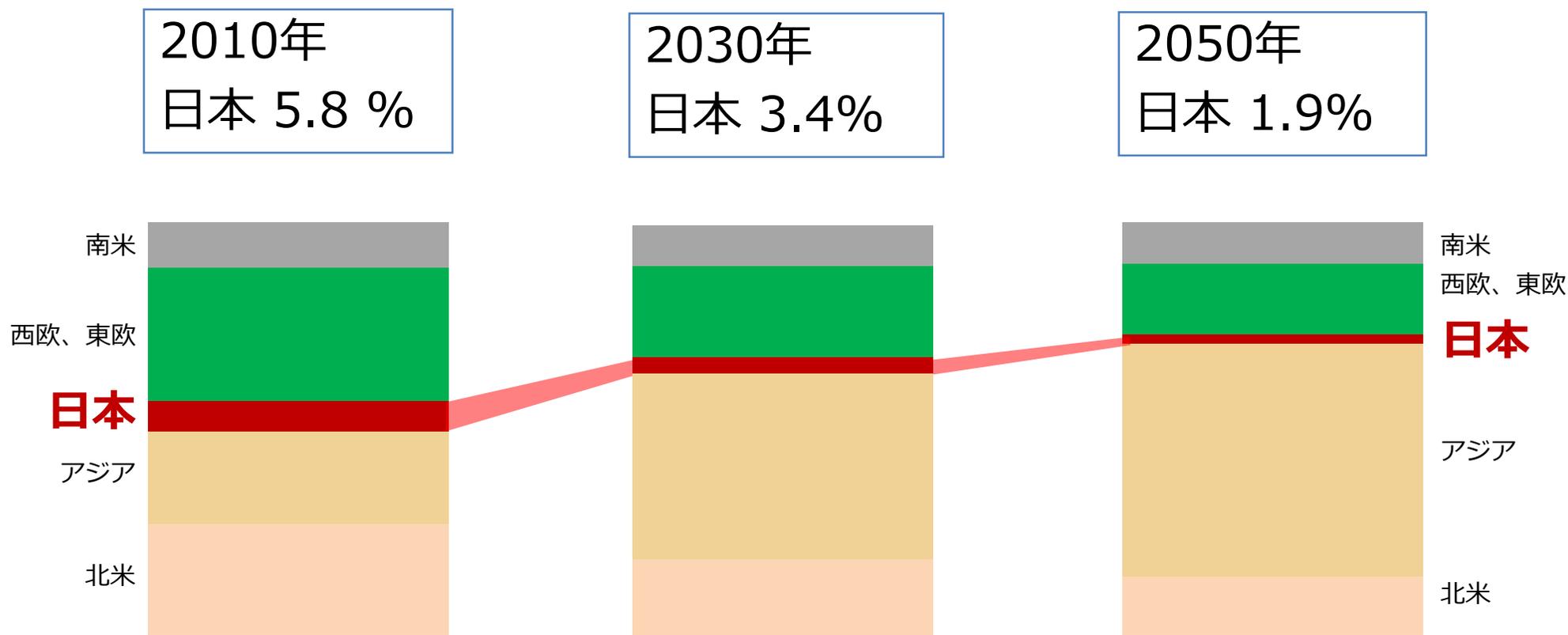
Hello, Future!



日本のGDP世界シェアの低下

■ 日本のGDPシェア：2050年に2%未満にまで低下

■ アジア地域のGDPシェア：約28%(2010年)→約48%(2050年)



当連盟の基本政策 『Japan Ahead』

■ 当該提案実施の経済効果は、約150兆円

インテリジェント・
ハブ化構想

約100兆円

最先端社会・
スマートネーション
(シェアリング・エコ
ノミー／電子化)

約20兆円

超観光立国

約30兆円

施策プランのKPI一覧①

施策ごとにKPIを設定し、各KPIの責任者を明確に定めて改革を推進するべき

施策プラン	KPI(例)	現在値	目標値
①インテリジェント・ハブ化構想	日本発の次世代のトヨタのようなリーダー企業の育成		時価総額 10兆円企業 の誕生
	英語力(TOEFL平均点数)	70点	80点
	海外企業の本社・アジア本社の誘致数		年10社
	法人税率	34.62%	20%台前半
	開業率	4.5% (2010年)	10%台
	世界経済フォーラムIT競争力ランキング内「ICTに関する法制度」 ランキング	42位 (2013年)	10位以内
	技術在留資格による外国人新規入国者数	5,387人 (2013年)	約2万人
	外国企業の対内直接投資残高	18.0兆円 (2013年末)	50兆円 (※1)

※1 既存の政府目標は、2020年までに35兆円。

施策プランのKPI一覧②

施策ごとにKPIを設定し、各KPIの責任者を明確に定めて改革を推進するべき

施策プラン	KPI(例)	現在値	目標値
②最先端社会・スマートネイション	シェアリング・エコノミーの市場規模		10兆円台 (2025年)
	利用頻度が高い重点行政手続きオンライン利用率	46.2% (2013年度)	70% (2020年度)
	主要施設・サービスでのキャッシュレス決済対応比率	N.A.	100% (2020年)
③超観光立国	年間訪日外国人旅行者数	1,341万人 (2014年)	1億人 (2030年) (※)2
	訪日外国人の年間旅行消費額	2兆305億円 (2014年)	30兆円 (2030年) (※)3

※2 既存の政府目標は、2020年までに2,000万人、2030年に3,000万人超。

※3 既存の政府目標は、2000万人が訪れる年に4兆円を目指すとしている。



1. いま、世界で何が起きているのか？



情報を制するものは世界を制する

- インターネットによるビッグバンがおきており、データ流通量が急増。
- 「情報を制する者は世界を制する」
- 諸外国は、上記の認識をもとに、成長戦略・情報戦略を再構築。
- 一方、日本は、世界の動きを意識せず、ガラパゴス化。このままでは情報が日本から世界に流れてしまう危機も。
- 世界の動きに対抗するためには、日本に、情報や人・モノがあつまるようにすることが必要。また、社会全体を最先端の状況に即応できる体制に変革することが必要不可欠。

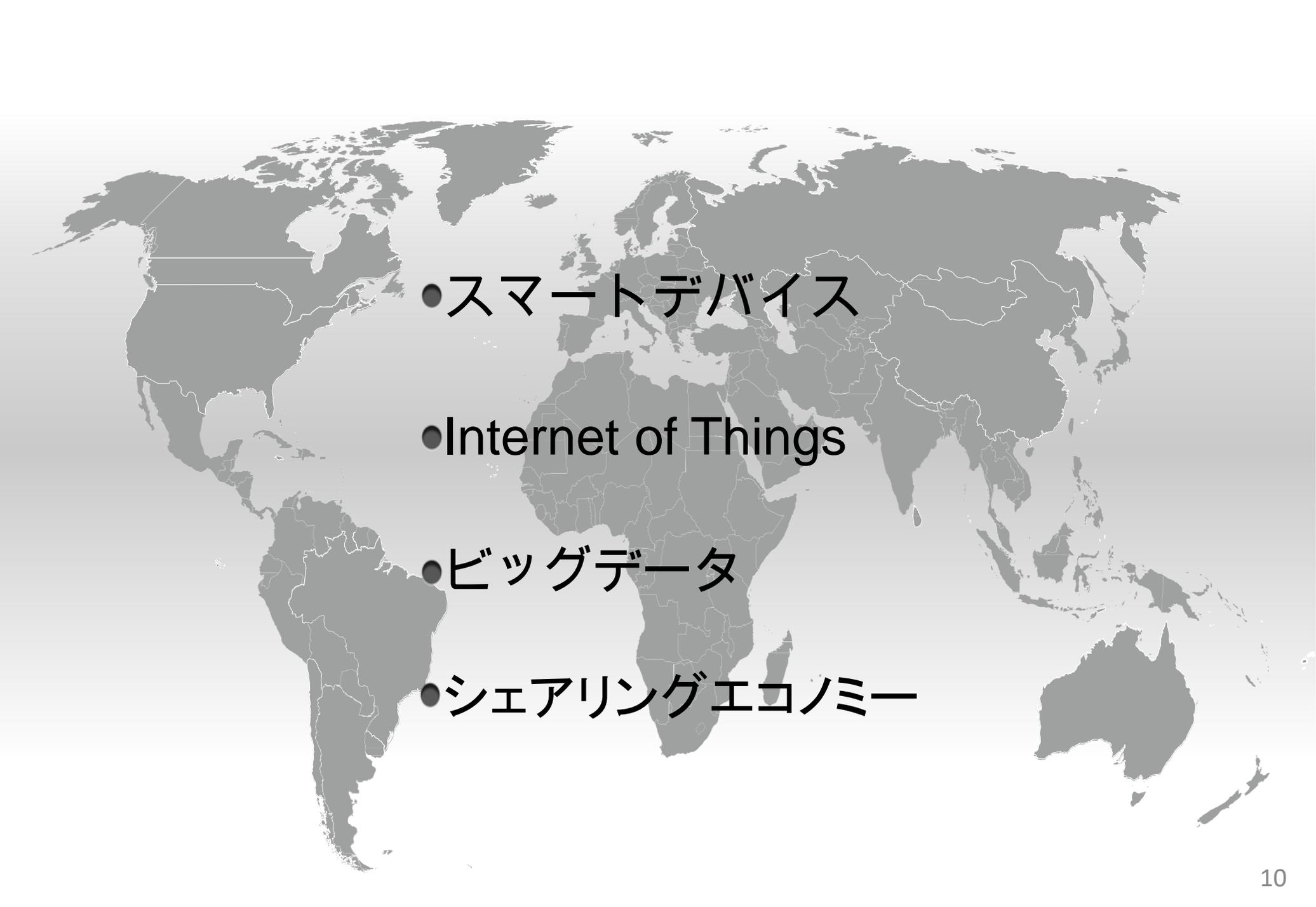
国際的なデジタルデータ量の増加予測



(エクサバイト 10^{18})

出所：総務省「ICTコトづくり検討会議」報告書





- スマートデバイス

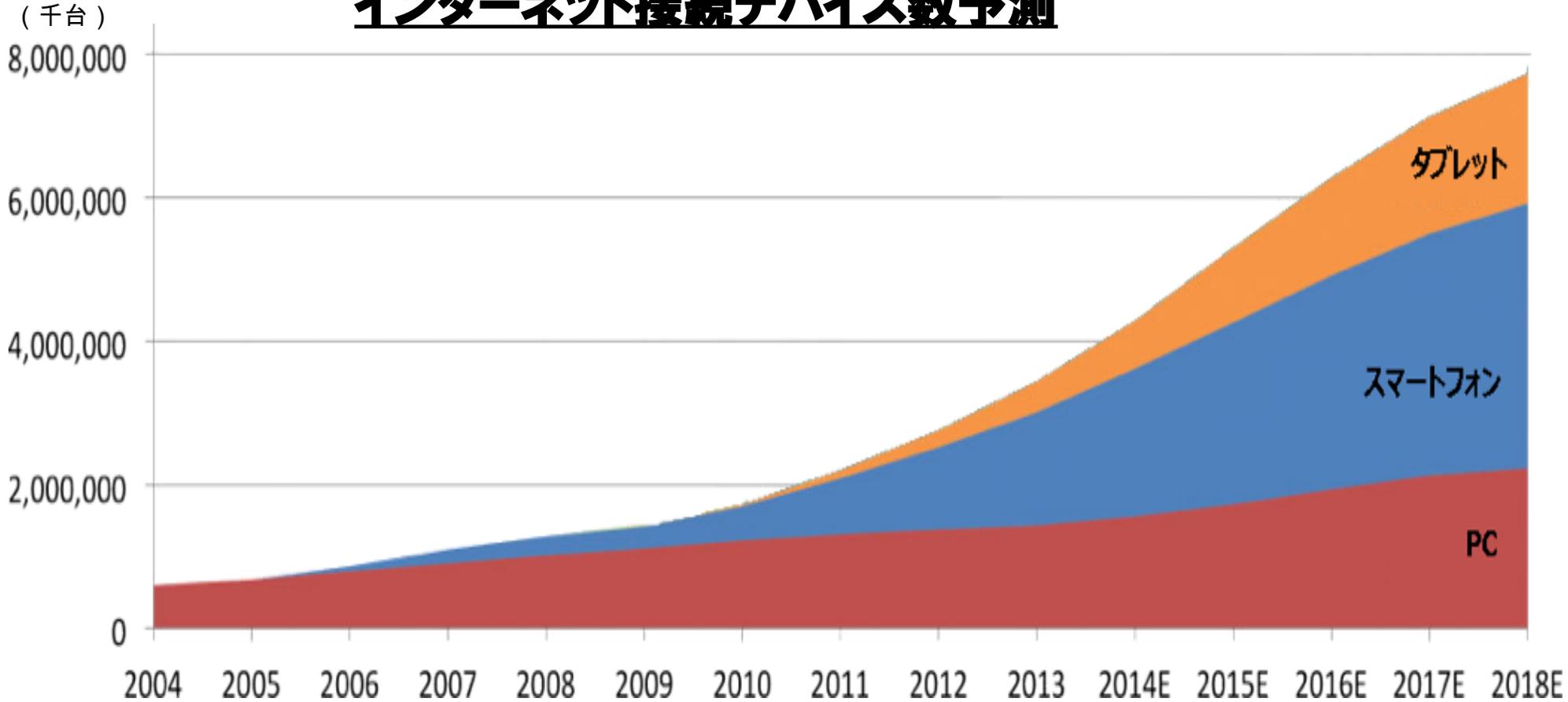
- Internet of Things

- ビッグデータ

- シェアリングエコノミー

スマートデバイスがメインデバイスに

インターネット接続デバイス数予測



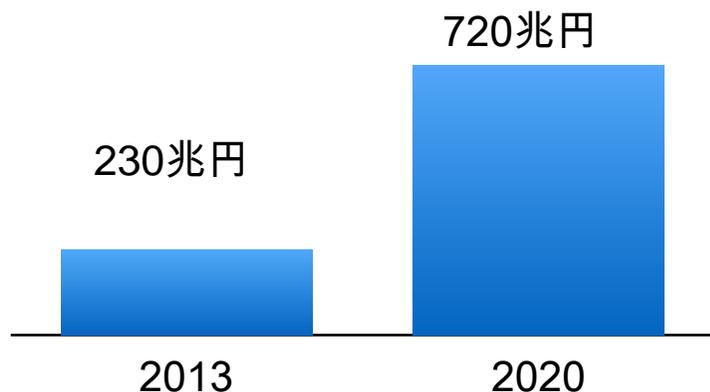
2018年にはスマートフォン・タブレットデバイスでの
インターネット接続がPCの約3倍に

出所： BI Intelligence "Number of Devices In Use Globally"

すべてのものはインターネットにつながる

Internet of Things (IoT)

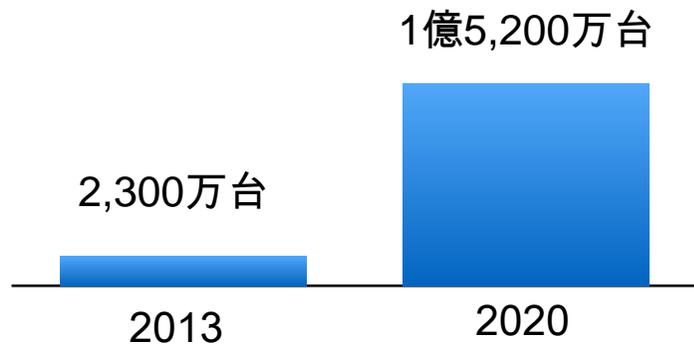
IoTの世界市場規模



民間企業予想

"99.4%のモノは
インターネットに
つながる"

例) インターネット接続された自動車(世界)



ビッグデータ等が変えるサービスの在り方

ビッグデータ・IoT・AIが可能に すること

- ・精緻な未来予想
- ・最適な人の行動を
大量のデータに基づき
AIが自動判断



ビッグデータ・IoT・AI活用の具体例

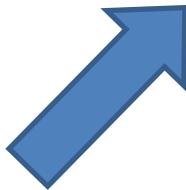
- 1) 医療: 研究開発の加速化 (iPS細胞の発見)
- 2) 公衆衛生: 感染症の拡散予測と個人への注意喚起
- 3) 農業: センサーを用いた水分量や温度などのモニタリングと遠隔・自動調整
- 4) 車: AIによる自動運転
- 5) 住宅: 需要者の好みに応じたエネルギー使用
- 6) 製造業: データの蓄積とAIを活用した解析による高度な予測モデルによる生産
- 7) 流通: AIによる高度な需要予測に基づくサプライチェーン全体でのリアルタイム在庫管理
- 8) インフラ: リアルタイムデータから設備の老朽化箇所をAIで事前予測して対応
- 9) 電力: 需要者に合わせた効率的な電力供給の実現
- 10) 行政サービス: スマート・シティによる効率化

シェアリングエコノミーの爆発的な広がり①

ソーシャルメディアの発達により、個人の遊休資産などの交換・共有により成り立つ経済が、昨今、欧米を中心に急速に発達。所有型経済から共有型経済に移行しつつある。

国内市場規模推計

10兆円台*



日本では、
カーシェアリングなどが
やっと注目されてきた段階

現在

2025年

*移動手段、宿泊手段、介護、育児対応、クラウドソーシング等を加味して試算、次頁の資料を参考。

ニーズ

使い手



3分の2が他人が
提供するサービス
を利用したい

貸し手



3分の2が金銭を
得るために個人資
産を貸したい

出所：2013年 ニールセンによる「シェアコミュニティに関するグローバル調査」

シェアリングエコノミーの爆発的な広がり②

さまざまなものをシェアの対象とするシェアリングエコノミーサービスが、世界各国で展開中

乗り物のシェア

・カーシェア

zipcar



・ライドシェア



・コストシェア型相乗りサービス



・その他

・配送、出前



・体験



・電波

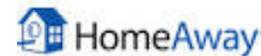


・設備



空間のシェア

・ホームシェア



・農地



・その他施設(会議室、駐車場等)



モノのシェア

・オークション・フリマ



・レンタルサービス



RENT THE RUNWAY



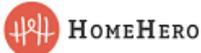
(出所:「The Economist」2013年3月9日号「The sharing economy」)

空き時間・人手・能力のシェア

・家事、買物代行



・介護・保育



・知識



お金のシェア

KICKSTARTER

LendingClub

JAPANGIVING

Lucky Bank

maneo

music securities



情報を制する者は世界を制す

世界はデータに対する戦略 見直しへ

米国

- ・2015年、オバマ大統領は米国発のChief Data Scientistを任命。シリコンバレーのTech企業出身者が着任。
- ・データを新たな資源ととらえ、政府が保有データを公開するオープンデータの動きも盛ん。

EU

- ・2015年5月にデジタル単一市場実現の工程表公表。国別の規制の違いなどを解体し、単一市場への移行が目的。この中で、データオーナーシップ、データの自由な流通についても議論。
- ・巨大情報企業であるグーグルに対して、独禁法違反の疑いで調査*を実施。

(*アンドロイドや、自社のショッピングサービス、オンライン広告検索に関する反競争的な慣習が対象)

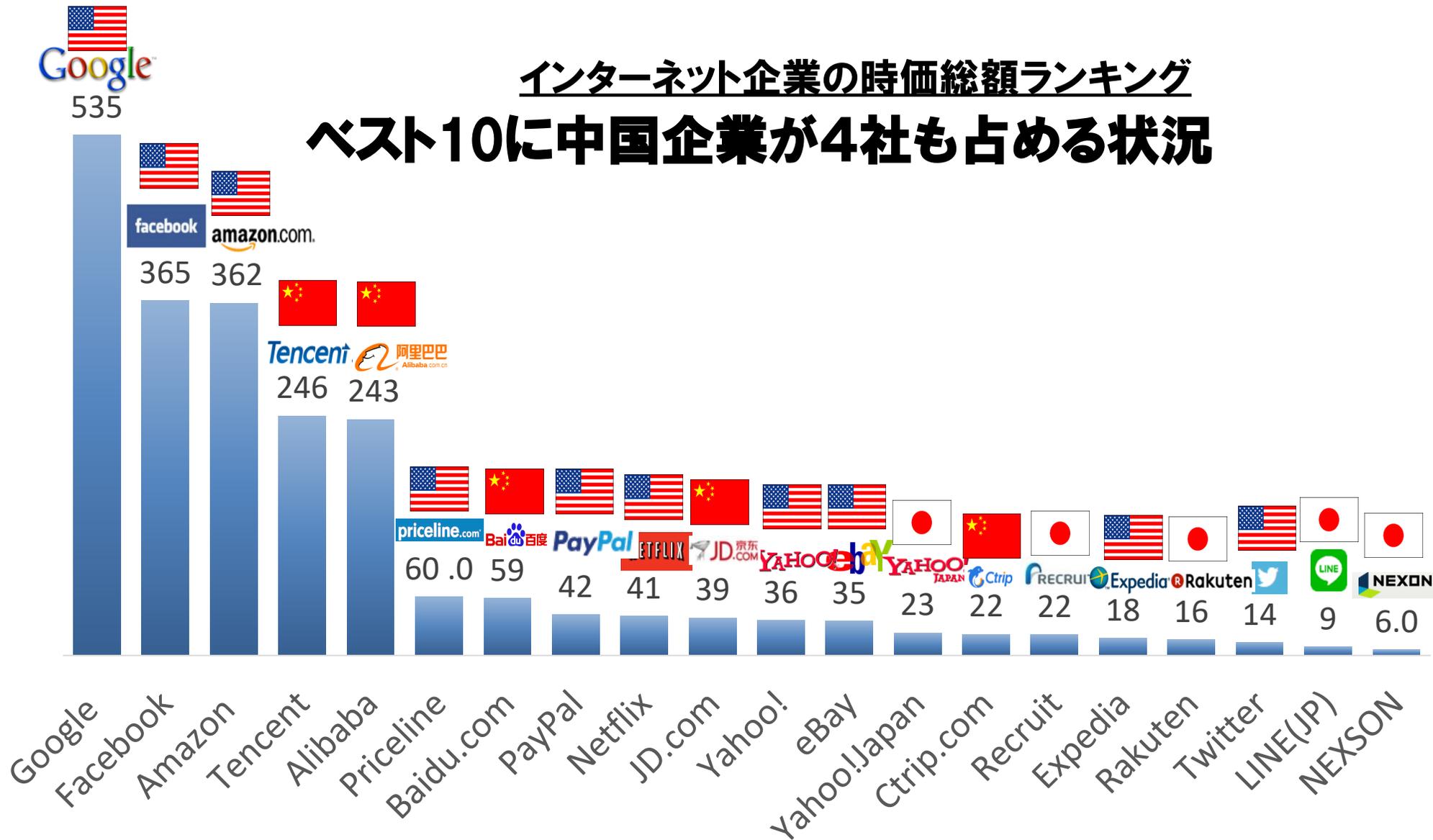
ロシア

- ・2015年9月より、海外企業に対するロシア人の個人データの国内保管義務付け。

中国

- ・ソースコード開示要請
- ・外国企業に対し、中国人の取引に関するデータの国内保管と、政府による情報へのアクセスと管理権限強化のおそれがある法案作成中。

中国の台頭(1/2)

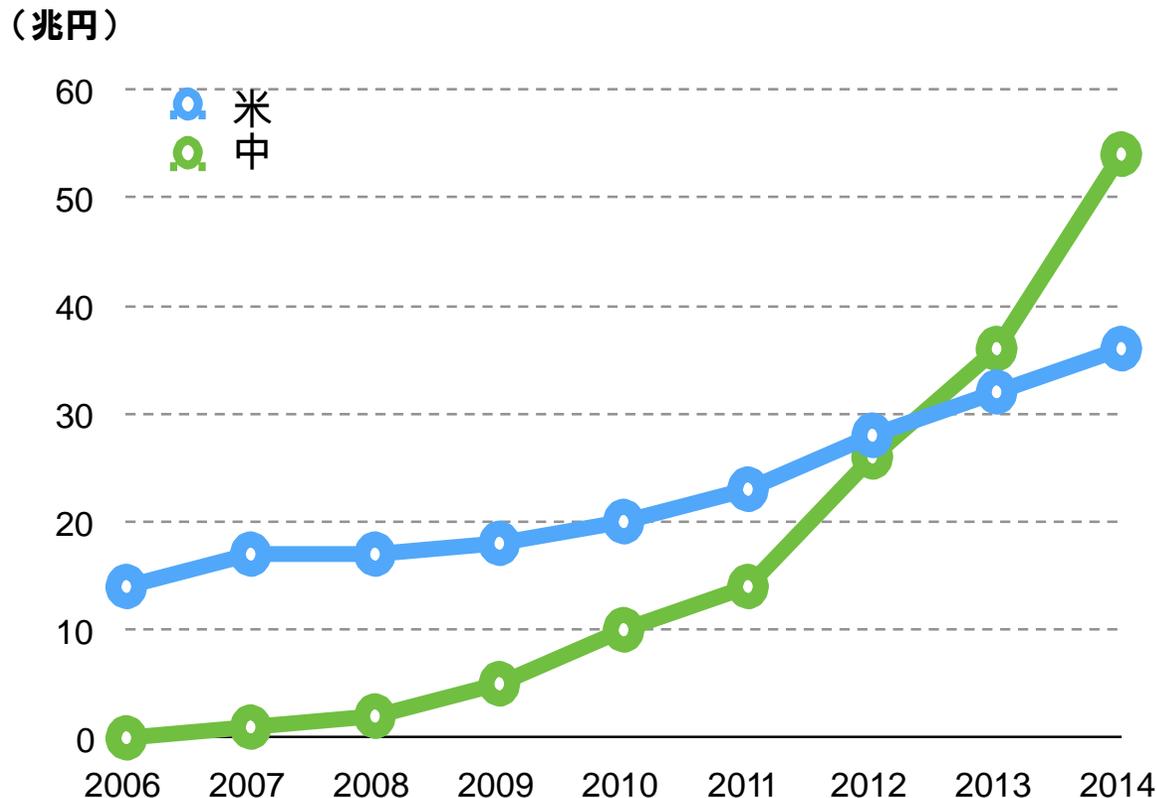


As of August 31, 2016. 1USD = 103.18 JPY, 1USD = 7.7579 HKD

中国の台頭(2/2)

ネット通販の本場である米国をも超える流通総額に

ネット通販の流通総額



ドローン物流の最先端

- アリババは、ドローンを利用した商品配送実験を実施 (北京、上海、広州)
- 大手物流会社SF Expressは、2013年より配送実験実施。1日500件配送可能な体制をもつ

出所：マッキンゼー・グローバル研究所「中国のデジタル化への変貌、インターネットの生産力と成長への影響（2014年7月）より

ハードウェアからエコシステムの時代へ

ハードウェアの品質にだけ依存するのは極めて危険

NASDAQけん引役が様変わり

時価総額(2000年3月比)

構成銘柄

勝ち組

 Apple **x 37**

 Adobe® **x 3**

 **2004年上場**

 **2012年上場**

苦戦

 CISCO **-68%**

 intel **-61%**

 **2013年退場**
(投資ファンドが買収)

 Sun **2009年退場**
(オラクルが買収)

日本発のリーダー企業を作るべき

■ 日本発の次世代のトヨタのようなリーダー企業を作る必要。

アメリカ 

グーグル 

フェイスブック 

中国 

テンセント 

アリババ 



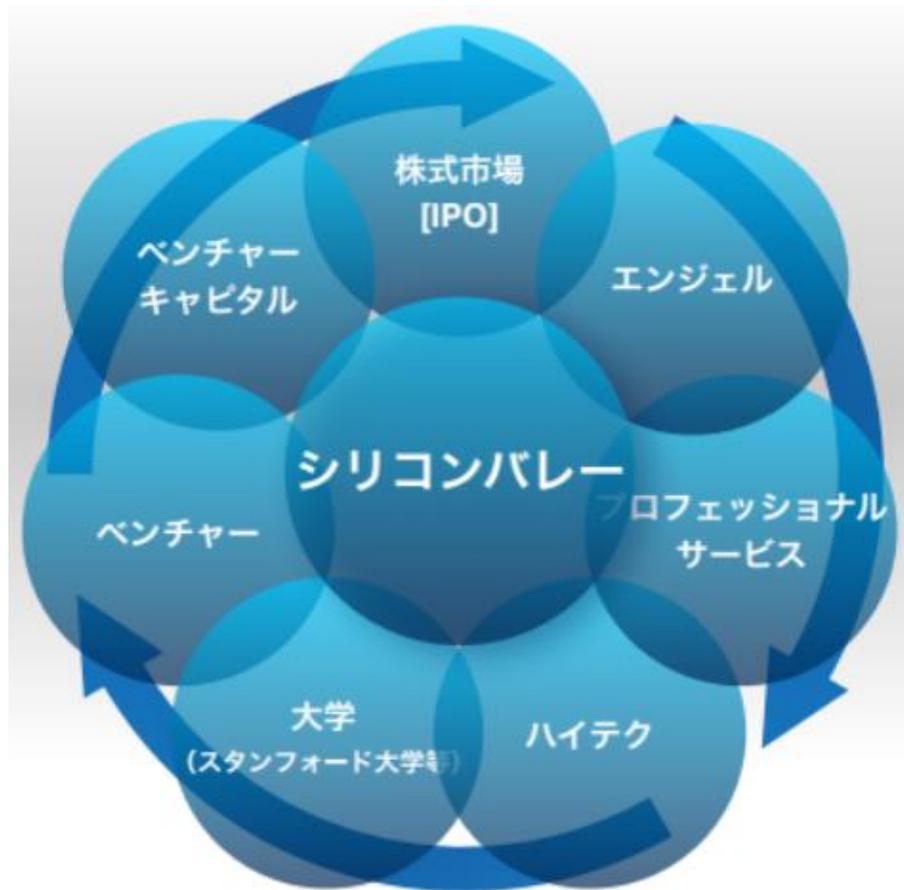
2. インテリジェント・ハブ化構想



データを制することが国の経済力を決める

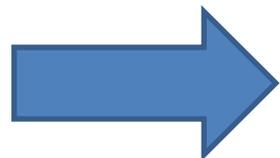
- インターネット時代で、データはどんどん増えており、従来のビジネスモデルは通用しない。
- データを制することが国の経済力を決める。
- 先行し成功しているシリコンバレーのエッセンスを日本に移植し、日本の良さ・強みとあいまって、競争力の強化をすべき。

シリコンバレーエコシステム



※出典 世界スタートアップエコシステムランキング2015(Startup Compass)

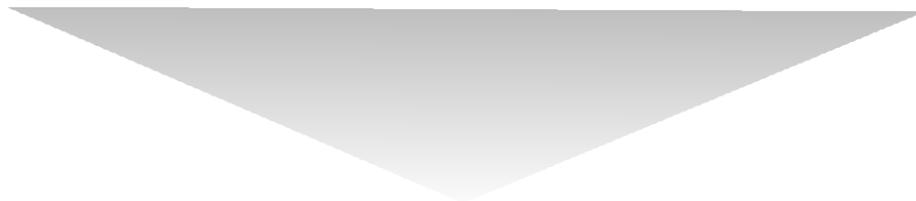
- 人材の多様性、メンターの存在
- 世界中から集まる優秀な人材
創業者の5割、エンジニアの7割が
移民 (※)
- 起業を称賛する文化
- ビジネスしやすい法環境
- 大学とベンチャーの連携



エコシステムをつくるには、VC支援強化等だけではない**多角的な対策**も一体として必要

インテリジェントハブ化構想

- ✓ 日本をインテリジェント・ハブにする
- ✓ 東京をシリコンバレーにする



経済規模 100兆円

具体的施策①

■世界で戦える環境の整備

- ✓ インターネットアウトバーン構想の推進(詳細は別頁)
- ✓ 法人税率を少なくとも20%台前半まで引下げ(詳細は別頁)
- ✓ イノベーション促進を企図したベンチャー企業向けの税制上の措置の検討

■ベンチャー・イノベーションを阻害する規制・制度の見直し

- ✓ 対面原則・書面交付原則の撤廃等による「原則IT化」の早期実現
- ✓ 各種行政手続きの簡素化・合理化等による行政コスト削減の指標として、諸外国の事例(※)等も参考にして、定量的な目標をKPIとして設定する
 - ※デンマークは、行政手続きコストを10年で25%削減することを宣言し実施)
- ✓ シェアリングエコノミー促進のための新たな法制度の構築(ホームシェアとライドシェア)
- ✓ 企業のベンチャー投資促進税制の改善(ファンドの認定の要件緩和)
- ✓ 出国税の運用等の検証と再検討(ベンチャー企業の経営者・役員の海外移住を困難にし、ひいてはベンチャー企業の海外進出を阻害するおそれ)
- ✓ ベンチャー企業経営者等による将来有望な企業の支援の強化(上場株式と非上場株式の譲渡所得の損益通算を可能とする制度の再導入等)

具体的施策②

■起業文化の醸成

- ✓ 総理大臣レベルによる各種表彰制度の創設・継続とモニタリング
- ✓ 起業家に関する政府による積極的な情報発信と民間と連動した啓発イベント

■世界中から優秀な起業家・技術者と資金を集めるための施策の推進

- ✓ 海外から招致する起業家・技術者がより容易に、より安定して長く日本で活動できる在留資格制度上の優遇のための制度を構築するため、諸外国の制度を参考に抜本的見直し(起業家・技術者・投資家と彼らと同行の家族・家事手伝等を対象に、各種申請要件の緩和・取得までの期間短縮・電子申請など)
- ✓ 海外から招致する起業家・技術者に対する所得税・住民税の大胆な優遇。当該者が経営する企業への法人税の優遇(欠損長期繰越など)
- ✓ 居住面、生活面、教育面等での外国語対応の促進(まずは現状対応可能な比率を見える化しKPIを設定して必要な対応を検討)

具体的施策③

■ イノベーションを起こすために必要なグローバル人材の育成・確保

エンジニア「人材」等のすそ野拡大とともに、質・量ともにレベルの大幅な引き上げのため、以下の施策を実施

- ✓ 英語教育及びプログラミング教育の充実強化（詳細は別頁）
- ✓ 起業家教育の推進

■ ベンチャー・フィランソロピーの推進

- ✓ 公益法人制度の改革（詳細は別頁）

「インターネットアウトバーン構想」(その1)

社会インフラである通信網・インターネットをどこの国よりも圧倒的に安く圧倒的に早く使える環境を整備する構想。これにより、データ流通量の極大化を図り、国際競争力の強化を目指すもの。

アウトバーンの概要

ドイツの高速道路(当初)

- 速度制限無し
- 通行料無し



ドイツの自動車産業への影響

制限のないアウトバーンが、最高品質の車作りを促し、結果として世界的に競争力のある自動車メーカーが数多く誕生した



PORSCHE



Volkswagen



Mercedes-Benz



Audi

使いやすいインフラが……

……そのインフラに乗る産業を強くした

「インターネットアウトバーン構想」(その2)

- オープンな無料Wi-Fi実現に向けたインフラ整備と制度的検討
(訪日外国人／日本人の別を問わず)
- MVNO(※)の拡大による通信分野での公正な競争の促進(携帯キャリアの設備の一層のアンバンドル化等)

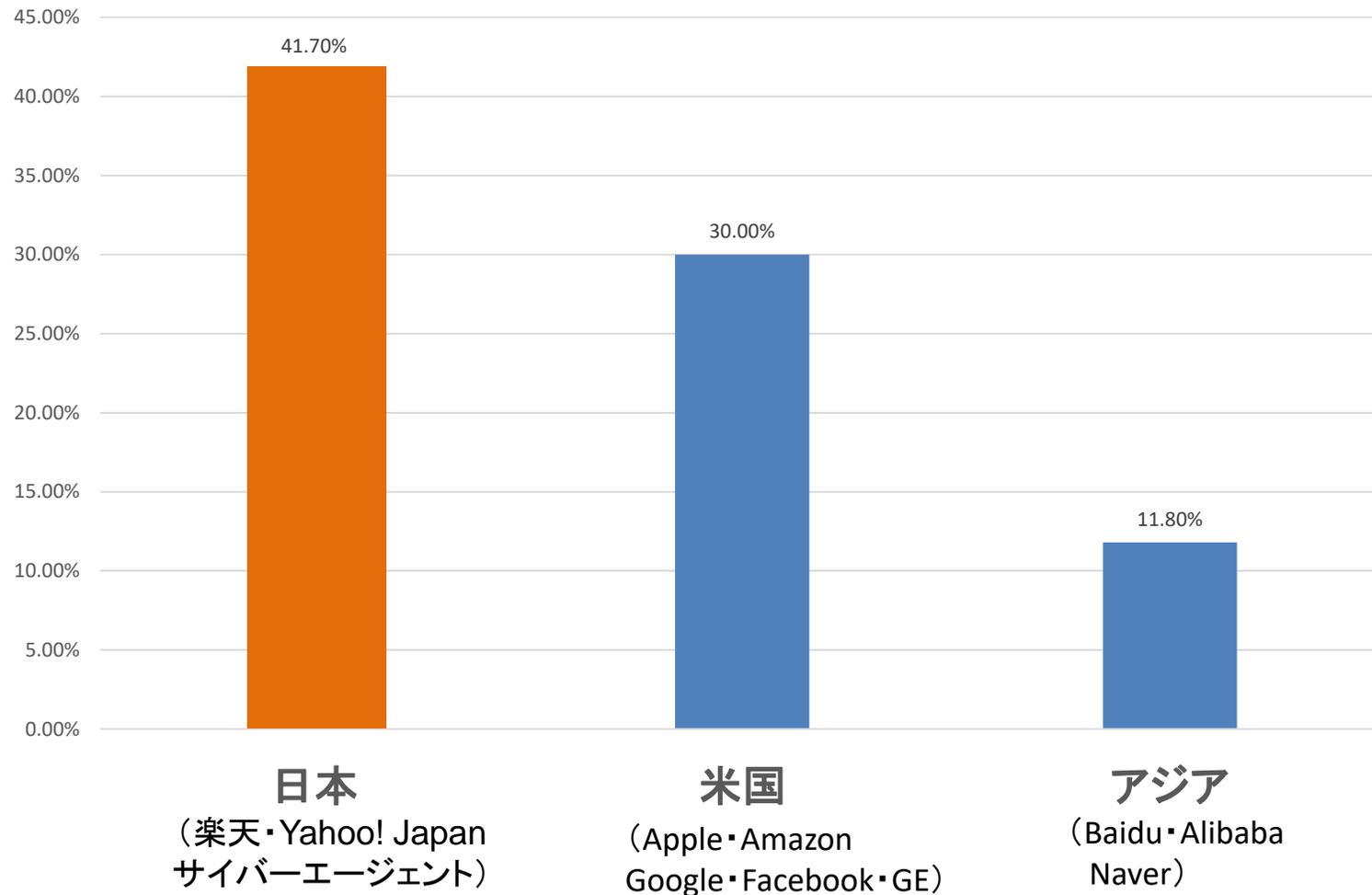
※他の携帯キャリアの提供するサービスを利用・接続して、移動通信サービスを提供する者。無線局を自ら開設運用しない。



出所: 三菱総研「モバイルビジネスの将来及び海外MVNO事情」

法人税の引き下げ

企業の税負担(日・米・アジアのネット企業)



※各社損益計算書(連結)より(2016年10月時点で最新のもの)。小数点第一位を四捨五入。
※米国、BAIDU、Alibabaは1ドルを100円として計算。NAVERは1ウォン=0.1円として計算。
※各国の税負担額合計割合は、各社の税金額を税引き前利益で除して算出。

イノベーションを起こすグローバル人材の育成

■プログラミング教育の充実

- 小学校から「プログラミングそのものを教える」プログラミング教育の実施
- プログラミングを活用して起業するスター人材の育成（海外への留学強化など）
- 高校の科目「情報」で大学受験できるようにする

■英語教育の充実(アジアの中でトップクラスを目指す)

- 教科化される小学校高学年、「外国語活動」として行われる小学校中学年のそれぞれで授業時間をしっかりと確保
- 英語ネイティブ教員の小中での大増強や教員免許の弾力化による外部講師の活用
- 大学入試への民間外部試験の活用拡大

ベンチャーフィランソロピーの促進等

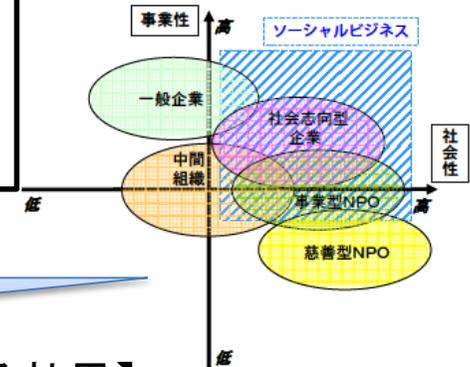
- シリコンバレーを中心に米国等では、起業家の目利きを活用して、社会的課題を解決する事業等に効率的に資金を配分するといった、フィランソロピーによる新たな資金の流れ・サイクルが生じている。
- これらは、新たなビジネスや雇用を創出し、社会的課題を解決するほか、起業家のロールモデルにもなっている。
- 米国では、一定の制約のもとで、財団に係る所要資金の確保・運用や組織運営を効率的・弾力的に可能とする制度があることも、フィランソロピー等が社会に浸透している一因になっている。
- 米国等の財団制度等も参考にしながら、ベンチャーフィランソロピーや社会的インパクト投資拡大に向けた政策について、必要な関連制度改正を含めて政府部内で早急に検討するべき。

ベンチャー・フィランソロピー・振興等を通じた日本の成長戦略

【現状の課題】

- ①「障害者・高齢者・子育て等支援、保健・医療・福祉」、「教育・人材育成」、「地域活性化・まちづくり」、「環境保全・保護」等の様々な社会的課題が多様化・困難化し、行政だけでカバー出来ない中、事業として問題解決に取り組むソーシャルビジネスの重要性が高まっている。
- ②担い手(NPOが約5割、会社形態が約2割)は、活動原資を、「寄附」や「収益を第一目的としない投融資」に頼らざるを得ないが、その寄附・投融資の出し手が日本では不足。

<ソーシャルビジネスの担い手>



【必要な対策】

①ベンチャー・フィランソロピーの推進

公益財団等の資金提供団体が、寄付先のNPO・社会的企業に対し、複数年度の寄付契約、理事の派遣等により運営に関与、事業の成果を評価。フィランソロピー分野に、起業家等のベンチャー企業等に対する投資ノウハウ(目利き等)を応用し、アントレプレナーシップを喚起。イノベーションをもたらし、効率性を高める。

<寄附対象例> 非営利団体、低利益社会的企業

②社会的インパクト投資の推進

経済的リターンだけでなく社会的リターン(投資先の事業の社会的課題への貢献)をも目的とする。

<投資対象例> 営利企業、低利益社会的企業

【想定される効果】

①新ビジネス創出・地方創生

(例) 病時保育など子育て支援、高校生教育支援、環境保全による観光振興

<ソーシャルビジネスの市場規模>

約2000~3000億円

潜在的規模 最大約80兆円

②雇用創出

<各国労働人口に占める非営利セクター就業者の割合>

日本 3.2%

アメリカ 6.3%

③社会的課題の効率的な解決等による波及効果

(例) 医療福祉関係費等行政コスト削減、労働環境改善

具体的な制度要望 公益法人制度の見直し

■公益法人制度の見直し

公益法人を設立・運用しやすい仕組みとし、公益法人を活かして、個人が社会変革を生み出せる環境を強化。事前審査から事後チェックの体制に。

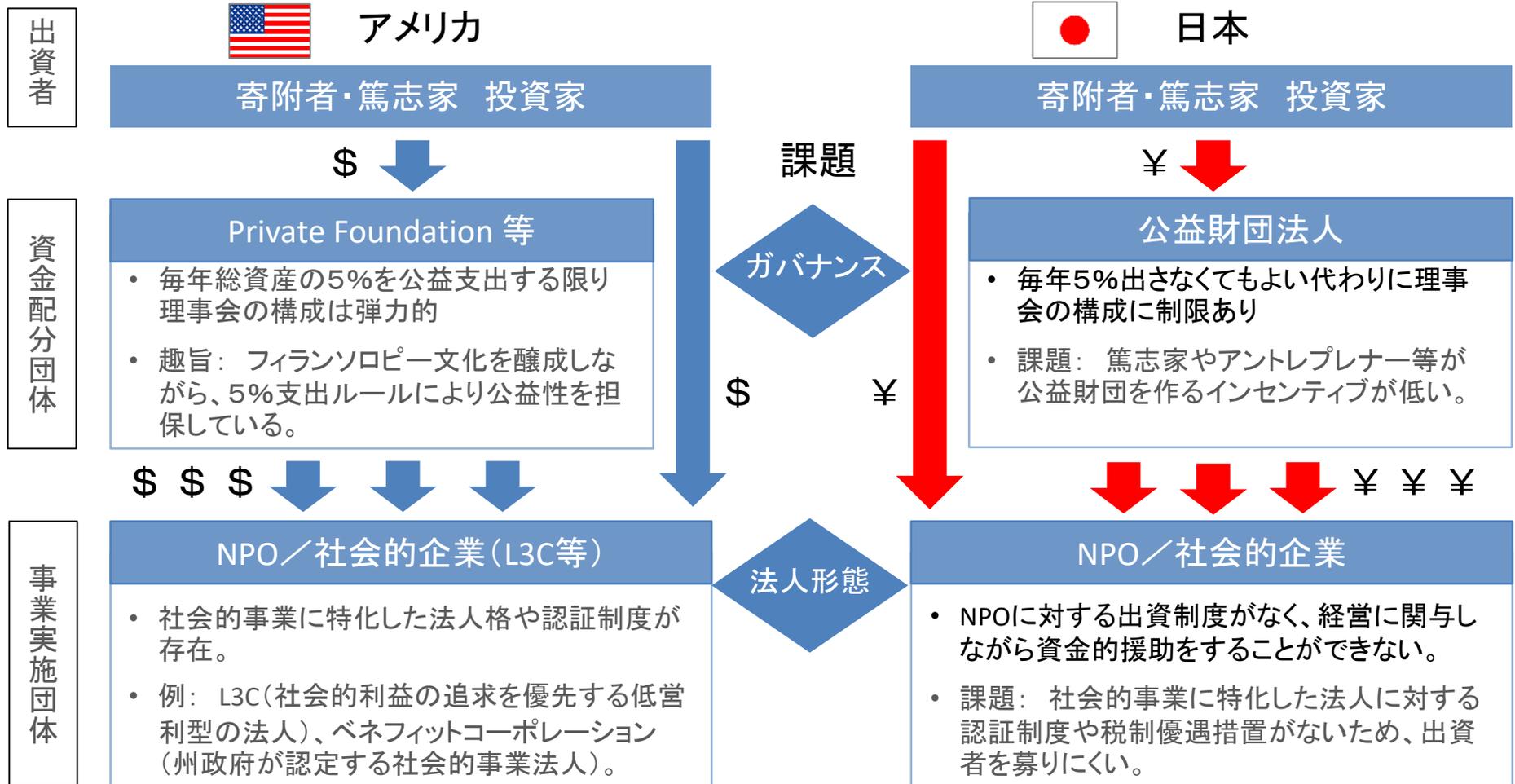
◇運営上のルール

- 収支相償の原則の撤廃
- 事業計画変更は事前認定から全て届出制とする。
- 公益目的事業比率の計算方法の改善 収益事業利益を公益目的事業に繰り入れる場合、繰り入れ比率に応じて、公益目的事業費用への算入を認める。
- 遊休財産規制の緩和

◇設立時のルール

- 公益性認定の審査期間の短縮。
- 公益認定委員会の地域間等の格差解消。
- 理事会の親族制限を撤廃した特例制度
cf)米国プライベート・ファウンデーション

【参考①】日米の制度的違い(その1)



【参考②】日米の制度的違い(その2)

米国	日本
①収支相償原則	
<p>公益法人の税制優遇はIRC(内国歳入法)501(C)(3)の要件を満たせば足り、同法に日本の収支相償原則に相当するものはない。</p>	<p>収入が、公益目的事業の実施に要する費用を単年度で超えないこと(公益認定法5条6号) → 無駄な使い切りを惹起。中長期の計画的な運用ができない。</p>
②事業変更手続き	
<p>毎年、事業の内容をAnnual Report をIRS(内国歳入庁)に提出し、審査を受ける。そこで501(C)(3)の要件に合致しなければ、事後的に課税される。</p>	<p>事業内容変更は行政庁の認定が必要。(公益認定法10条1項) → 行政庁から事細かな指導。判断にも時間がかかり、環境変化への柔軟な対応が不可能。</p>
③公益目的事業比率	
<p>日本の公益目的事業比率に相当する規定は501(C)(3)には存在しない。</p>	<p>公益目的事業比率 = ① / (① + ② + ③) (①公益目的事業の費用、②収益事業の費用、③法人運営費用)が50%以上でなければならない(公益認定法15条) →③は、①と②に比率に応じて分配されるべき。</p>
④遊休財産規制	
<p>日本の公益目的事業比率に関する規定は501(C)(3)には存在しない。逆に、遊休財産の有無は、財政基盤の健全性の判断材料とされ、少ないと助成申請にあたって不利益に考慮される。</p>	<p>公益目的事業を翌年も継続するために必要な額を超えてはならない(公益認定法16条1項)。 →安定した法人運営のため、単年度の制限から長期間での制限とすべき。</p>

【参考③】アメリカ Private Foundation に対する規制等

	規制内容	制裁措置
5%ペイアウトルール (最低支出規制)	資産額の5%以上を公益事業に支出しなければならない	支出の資産5%に対する不足額に対し15%課税(一定期間に是正されない場合は100%)
自己取引規制	理事・マネージャー、大口寄付者等およびその家族との取引(売買・物品提供・賃貸等)は禁止	取引相手に対し取引額の5%の課税(一定期間に是正されない場合は200%)
持ち株比率規制	企業の株式等議決権の20%超の所有禁止	超過保有額の5%の課税(一定期間に是正されない場合200%)
政治活動規制	ロビイング・選挙候補支援等の禁止	支出額の10%の課税(一定期間に是正されない場合100%)

◆寄附税制の制限

個人の寄附に対する所得控除限度が、一般的には所得の50%に対し、Private Foundation に対する寄附の場合は所得の30%。



3. 最先端社会・スマートネイションの構築



最先端社会・スマートネーションを目指して

- 昨今の時代変化に対応するためには、最先端の状況に適合できるように、社会全体を最適化する必要がある。

最先端社会・スマートネイション

■具体的な打ち手

**提案1)シェアリングエコノミーなど新産業創出のための
規制改革**

提案2)デジタルファーストの徹底

提案3)FinTechの実現

提案1：新産業創出のための規制改革

規制改革項目

シェアリングエコノミーの実現／
遊休資産等の活用

新サービス(自動運転等)への対応

FinTech の実現

関係法令

障害となりうる法令
の洗い出しと対応の検討

道路交通法
など

金融関連法制
など

民泊新法策定の留意事項(①総論)

新しい経済として世界の潮流となっているシェアリングエコノミーの特性を踏まえた制度設計が必要

シェアリングエコノミーの特性	それを踏まえた制度設計
✓ 個人等の遊休資産の活用	✓ 個人等が一定のルールのもとで、誰でもどこでも広くサービス提供者として参加できる仕組み (仮に登録者を置く制度としたとしても、登録者の要件はオープンかつ簡便なものとする事で多様なホストによるサービス提供を可能とすべき。登録者の要件や登録手続き等が厳重になることで旅館業法と異なる新たな制度を創設する趣旨が損なわれないようにすべき)
✓ プラットフォームの関与 (レーティングシステムの提供など)	✓ プラットフォームに必要最低限の一定の責任を課すことにより、消費者の安全安心等を担保
✓ テクノロジーの有効活用	✓ ITの活用による対面原則の撤廃など

民泊新法策定の留意事項(②テクノロジーの活用)

様々な場面においてテクノロジーを有効活用すべき

【官公庁 ⇄ ホスト】

- ✓ 仮にホストが官公庁に対して申請等を行う制度とする場合は、
100%オンラインで完結する、簡便かつ利便性ある手続とすべき

【プラットフォーム ⇄ ホスト】

- ✓ レーティングシステムの提供

【ホスト ⇄ ゲスト】

- ✓ タブレット端末などを利用した映像(テレビ電話)による本人確認も認められるべき
- ✓ より高度な方法として指紋認証システム(※)の活用も考えられる
※外国人旅行者がクラウドシステムに事前に旅券のIC(集積回路)チップのデータと指紋を登録することで、登録以後、ホテル等で指紋をかざすだけで、登録された旅券情報を呼び出すことができるもの
- ✓ 鍵の受け渡しを不要にするスマートキーの活用も考えられる

民泊新法策定の留意事項(③日数制限に反対)

日数制限を設けることについては、断固として反対

(理由)

- シェアリングエコノミーの一種であるホームシェアは、個人等の住宅を活用するものであり、従来の旅館業とは全く新しい類型として捉えるべき
- 日数制限のもとでは投資を回収することはできず、空き家を活用することは不可能になる
- 日数制限があると、かえってヤミで行う者が増えてしまう
- 諸外国では日数制限を設けている国もあるが、増え続ける空き家の活用が喫緊の課題である我が国とは状況が異なる。
- プラットフォームの関与やホストに一定の責任を課すことにより、衛生水準等を維持することは可能

参考:ホストへのアンケート結果

ホスト不在型では約9割、ホスト在室型でも約7割のホストが、180日の日数制限のもとではホストを続けることはできない(※)旨回答

※ヤミで続けると回答した者を含む

民泊新法策定の留意事項(④国内外のイコールフットイング)

海外の事業者も新法の適用対象とすべき

- ✓ 国内事業者と海外事業者との間でのイコールフットイングの観点から、海外事業者であっても、日本国内に所在する物件を用いたサービスを仲介する場合は、新法の適用対象として登録させる仕組み(いわゆる域外適用)が必要
- ✓ 違反事業者の名称等を公表する制度を導入することも考えられるが、当該制度のみでは実効性が不十分。海外事業者に域外適用した上で行政庁の関与を及ぼす仕組みが必要不可欠。

民泊新法策定の留意事項(⑤その他)

旅館業に関連する規制も併せて見直されるべき

- ✓ 真の観光立国実現のために、旅館業とホームシェアの双方が相まって多用なユーザーニーズに応じていく必要
- ✓ そのためには、旅館業の方の創意工夫を最大限に生かすための規制改革が必要不可欠

(考えられる規制改革項目の例)

- 旅館業における宿泊拒否制限規定の見直し(旅館業法の改正)
- 旅館業者等が訪日外国人に対して有料で観光案内を行うことを可能にする(通訳案内士法の改正)
- 観光関連のおもてなし人材を確保するためのビザの要件緩和

プラットフォームを介在しない取引は禁止すべき

- ✓ シェアリングエコノミーはプラットフォームの役割が極めて重要であり、プラットフォームの対応を通じて一定の質が担保され得るため

ライドシェアの制度提案①(総論)

- 当連盟は、ライドシェアを新たな交通サービスの類型として法的に位置づけ、**ドライバーとプラットフォーム双方に一定の対応を求めることをルール化することにより**、ライドシェアのドライバーが道路運送法第4条第1項の許可の規定等を受けないこととすることを提案します。
- 当連盟の提案を含めた**ライドシェアの制度設計について、検証・検討する会議体**を可及的速やかに政府内に立ち上げ、建設的な議論を行うべきと考えます。

ライドシェアの制度提案②(制度設計案)

2015年10月30日 当連盟提言「シェアリングエコノミー活性化に必要な法的措置に係る具体的提案」より抜粋

プラットフォームの対応	ドライバーの対応
✓ 所管官庁への届出制	
✓ レーティングシステムの導入 ✓ バックグラウンドチェックの実施	✓ 21歳以上、75歳以下 ✓ 免許取得後1年以上経過 ✓ プラットフォームへの運転履歴証明書の提出 ✓ 認定講習の受講
✓ 1日当たりの運転時間の上限設定 ✓ 事故時の所管官庁への報告 ✓ 事故時等のドライバーの利用停止措置	
✓ 任意保険への加入(ライドシェア中の事故について)	
✓ 料金体系を透明性のあるものとし、ユーザーが確認できるようプラットフォームのサイト等に表示 ✓ キャッシュレス決済	✓ プラットフォームでのマッチングにより配車された客以外の客を乗せた場合は道路運送法違反として処分される
	✓ 10年以上経過した車両でない

※日本人に対してサービスを提供する外国事業者に対しても本件対応を求める枠組みが必要

提案2:デジタル・ファーストの徹底①

対面・書面原則の転換・原則ITのルール化は、これまでも当連盟として以下のような提案を行なっている。同様の趣旨を含んでいる『官民データ活用推進基本法案』については、早期の成立を期待する。

◆ 基本理念の法定化

- 国と地方全体で進めていくためには、IT原則への転換という基本理念を『新たな法律レベル』で明確化することが必要不可欠
- 必要な原則 *「欧州委員会の電子政府行動計画」参照
電子提供のデフォルト化／ワンス・オンリー原則／アクセシビリティの保障
／開放性・透明性／相互運用性／信頼性・安全性
- ◆ 対面原則・書面交付原則撤廃に向けた法的な検討体制整備と個別法令改正の確実な実行
- 上記理念を達成するために、政府において改正対応が必要な法令等を漏れなくリストアップし、一括で整備するための法的裏付けのある検討の枠組みを実現し、それに基づき実際に所要の法令等を改正すべき
- 改正が必要な法令等の代表事例は次頁以下参照

デジタル・ファーストの徹底(改正が必要な法令等)

	提案事項	根拠法令	具体的内容・提案理由
1	法令手続きの原則オンライン化を進めるための体系的な法的仕組みの導入	行政手続きオンライン化法、e文書法等	・法令に基づく手続等(国-民、地方-民、民-民)のうち、オンライン化等が有効であると考えられる手続に関しては、費用対効果を踏まえつつ、原則としてオンライン化等が可能となるよう、現状の対応状況を網羅的に収集し、進捗を管理し実施する法的裏付けのある仕組みを導入する。
2	不動産取引の重要事項説明での対面原則の完全解禁	宅建業法上の解釈等	・不動産取引の重要事項説明は対面で行うことがあくまで解釈として行われており、ITを活用した重要事項説明に係る社会実験が行われているが、一刻も早くすべての取引分野において対面との解釈を撤廃し、IT活用等による非対面取引での説明を認めるべきである。
3	不動産取引における重要事項説明書面等の電子化	宅地建物取引業法34条の2、35条、37条等	・不動産取引における重要事項説明書面、媒介契約書面及び37条書面について現行法令上「書面」とのみあるのを電子署名したうえでの電磁的方法による交付も認めることとする。
4	薬局医薬品及び要指導医薬品の対面規制の撤廃	医薬品医療機器法4条、9条の3、36条の4、36条の6等	1. 処方箋薬、薬局医薬品、要指導医薬品に係る対面規制の削除(第9条の3第1項、第36条の4第1項、第36条の6第1項) 2. 「要指導医薬品」というカテゴリーの撤廃(第4条第5項4号等)
5	処方箋の電子化	医師法22条、歯科医師法21条、医師法施行規則21条、歯科医師法施行規則20条等	・処方箋の交付も、e文書法の適用対象とし、電子化に向けたスケジュールとKPIの更なる明確化を行うため、所要の法令改正を行う。
6	株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化	会社法301条等	・株主総会招集と関係資料の提供につき、事業者側がウェブ開示をデフォルトの方法として選択できるようにする。 ・世界的なペーパーレスの流れに遅れており、事業者側に多大なコストを負担させ、株主側に十分な検討時間を与えられない等の弊害がある。
7	金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化	金融商品取引法等	・金融商品取引契約等では、法令上、説明方法として、事業者側が電子交付をデフォルトの方法として選択できるようにする。

デジタル・ファーストの徹底(改正が必要な法令等 つづき)

	提案事項	根拠法令	具体的内容・提案理由
8	労働者派遣契約の締結における書面記載という書面原則の撤廃	労働者派遣法施行規則21条3項、4項	・労働者派遣契約の必要契約事項について契約当事者に対して書面に記載させることとしていることについて、電磁的手段でもよいこととする。
9	労働契約や職業紹介における労働条件の明示としての書面交付義務の見直し	労働契約法4条、労働基準法施行規則5条、職業安定法施行規則4条の2等	・労働契約や職業紹介における労働条件の明示としての書面交付義務について見直し、適宜電子署名を活用することを含めて電磁的方法による交付を認めることとする。
10	労働者派遣における就業条件等の通知手段の拡大	労働者派遣法施行規則第26条、27条等	・労働者派遣における就業条件の明示や派遣先・派遣労働者への通知等の方法として、ID・パスワードの発行によるインターネット上での情報提供や、派遣元と派遣先による共有システム上での情報共有等の手段を認める。
11	デジタル教科書の承認による教育イノベーション	学校教育法34条、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第3条、著作権法第33条、教科書の発行に関する臨時措置法第3条等	・デジタル化された教科書を学校教育法ほか関係法律上の「教科用図書」「教科書」と認める。
12	オンデマンド授業コンテンツにおける他者の著作物利用の際の権利制限規定の導入	著作権法21条、35条等	・教室での対面授業でのコンテンツだけでなくオンデマンド授業コンテンツにおいても、他者の著作物を使用する場合、権利者の権利を制限する規定を設ける。
13	リバースエンジニアリングに関する著作権法上の適法性の明確化	著作権法	・セキュリティ目的のリバースエンジニアリング(※)が著作権法で適法であることを確保するための所要の措置を講ずる。 (※)Reverse engineering。ソフトウェアやハードウェアなどを解析・分解し、その仕組みや仕様、目的、要素技術などを明らかにすること。
14	確定申告時の各種控除申請の添付書類の電子化	法人税法、所得税法	・法人及び個人の確定申告における各種控除申請に必要とされる添付書類として、電子領収書等を認める。
15	非対面サービスでの本人確認、年齢確認	犯罪収益移転防止法及び政省令 か年齢確認を求める法令、通達等	・個人番号カードを活用した本人確認及び年齢確認を、犯罪収益移転防止法関係法令や年齢確認を求める各種法令等において、認めるための措置を漏れなく行う(対応状況の進捗を公開すべき)。

提案2: デジタル・ファーストの徹底②

◆ 法人関連手続きのデジタル化・オンライン化の推進

「世界で一番企業が活躍しやすい国」(第183回国会 安倍総理施政方針演説)実現へ

- ・法人番号の活用による行政機関間の情報連携の徹底
 - ・法人番号の認知度の向上と利用促進
 - ・法人向けマイナポータルの開設と民間へのAPIの開放
 - ・会社設立、商業登記、各種申告等の手続きのオンライン化、シンプル化、スピード化
 - ・税務申告および税務調査における電子化の推進
 - ・法人による電子証明書の取得にかかるコストの低減
 - ・民-民手続きのデジタル化、オンライン化の促進(インセンティブ措置)
-
- ## ◆ ITを活用した国・地方における規制行政手続きコストの削減
- ・トップダウンによるKPIの設定とPDCAサイクルの構築
- (参考)デンマーク; 10年で25%コスト削減をKPIとして設定
エストニア; 会社設立20分以内、「ゼロ・ビューロクラシー」が目標

提案2: デジタル・ファーストの徹底③

◆ 参考となる諸外国のIT原則

➤ ドイツ電子政府法

6条: 電子的な文書管理を原則的に義務付ける

7条: 紙文書で提出された書類は、例外的な場合を除き、画像上及び内容上一致することを確保して廃棄または返却する

➤ アメリカ連邦エビデンス規則第1002条

電子メール、テキストメッセージ、チャットルーム会話、及びその他の電子記録は全て書面としての資格をもつものと定める。

➤ 欧州委員会 電子政府行動計画 EU eGovernment Action Plan 2016-2020 (2016年4月19日)

「政府の電子化は単一市場成功への鍵」

＜理念＞ 2020年までに、EUの行政機関・公的組織はオープン、効率的かつ包括的に、域内のすべての市民・企業等に対してボーダーレスで、パーソナライズされ、ユーザーフレンドリーなデジタル公共サービスを提供する

＜原則＞

電子提供のデフォルト化 : 公的機関はサービスを第一に電子的に、かつワンストップで提供すべき

ワンス・オンリー原則 : 公的機関に対する市民や企業による同じ情報の提供は一度だけとすべき

アクセシビリティの保障 : 公的なサービスは弱者(高齢者や障害を持つ人)のニーズを満たす設計にすべき

開放性・透明性 : 公的機関は情報やデータを共有し、市民や企業によるデータへのアクセスを可能にすべき

相互運用性 : 公的サービスはシームレスに機能するように設計されるべき

信頼性・安全性 : あらゆる取組は個人情報やプライバシーの保護、ITセキュリティを組み込んだ設計とすべき

提案2: デジタル・ファーストの徹底④

➤ エストニアの理念

「新経済サミット2016」(2016年4月7日)におけるターヴィ・ロイヴァス首相による
基調講演より

ニューエコノミーを発展させるための政府の4つの役割

- 国家主権・国家安全保障
- 良いビジネス環境の保障
 - ・起業はオンラインで最短20分
 - ・企業と行政の手続きで電子化、簡略化を進め“ゼロ・ビューロクラシー”を推進
- 最新の制度・技術・インフラの導入
 - ・合法的な個人認証、電子署名、電子IDプラットフォームを整備
 - ・2015年3月からはインターネット選挙開始(116ヶ国からオンライン投票が可能)
 - ・サイバーセキュリティが重要な一方で、デジタル化しない理由とはしない
 - ・インターネットにつながっていない人たちへのサポートと、子どもへのネット教育が重要
- 政府自身のデジタル革命
 - ・資源が乏しい国としてデジタル革命による行政の効率化は不可欠だった
 - ・デジタル化により政府の人員、予算を削減
 - ・政府も積極的に挑戦するスタートアップ精神やスピード感が重要

提案3: FinTech 提言骨子(2016年7月経産省主催の会議でプレゼン)

ミッション

- 低コストでセキュアなユーザ本位のサービスの実現
- 経済成長を後押しする新しいお金の流れの実現
- 全ての人にとって使いやすい金融インフラ・行政の実現

将来社会像

- 定性的効果の提示
- 定量的効果の提示(銀行店舗往復時間年延べ9.5億時間削減、中小企業の経理業務の圧縮1年あたり4兆500億円など)
- 具体的な生活シーンを『Fintechな生活』として提示

KPI(例)

- 2020年に主要施設でのキャッシュレス対応100%
- 納税の電子申告100%
- 投資人口を現行2,000万人から2020年度に4,600万人に
- 2020年に開業率10%
- シェアリングエコノミー市場規模2025年に10兆円台
- 所要の銀行機能のAPI開放2020年度に100%
- 対面原則書面交付原則押印原則完全撤廃
- フィンテック企業資金調達額を2020年に1,000億

施策

- オンライン化・キャッシュレス化の推進(金融機関オンライン化、企業のクラウド化の振興、電子政府の推進、本人確認のオンライン化・合理化、対面原則等の撤廃、キャッシュレス決済の義務化の検討など)
- 新サービスへの対応(商流データ、クラウドソーシングデータ等を活用した新しい与信の在り方、ワンストップ型金融サービスへの対応など)
- イノベーションが起こりやすい制度づくり(日本版サンドボックス)



4. 超観光立国



超観光立国の実現

野心的な目標・KPIを設定すべき

■目標

オリンピック・パラリンピックをきっかけに訪日リピーターを増加させるため、日本を外国人が来たいと思う国にし、真の観光立国の実現に貢献すること

項目	達成数値	現 状 (2014年)
KPI	年間訪日外国人人数 2030年までに 1億人	1,341万人
経済効果	訪日外国人の年間旅行消費額 2030年までに 30兆円	2兆305億円

『超観光立国』の実現に向けて特に重要な施策①

- ✓ 民間人の政府CMOを設置し、デジタルマーケティング戦略の推進
- ✓ LCCの拡大が必要。4D管制で容量を充実強化することや横田基地の活用の検討など航空容量の拡大に向けた措置
- ✓ ホームシェアやライドシェアの導入
- ✓ 訪日外国人旅行消費額を増やすため、キャッシュレス決済の促進(キャッシュレス決済の義務化を含めた検討)

『超観光立国』の実現に向けて特に重要な施策②

- ✓ 地方の観光産業の労働力を確保するための**ビザの緩和**
- ✓ 快適なWi-Fi環境を利用して楽しかった経験をSNS等で広げてもらうため、**オープンな無料Wi-Fiを日本全国に広げるべき。**
- ✓ 一度日本を訪れてくれた訪日外国人旅行者を**フォローアップする仕組みの構築**
- ✓ **ナイトタイムエコノミー推進による消費活性化**

<参考>超観光立国

～1億人・30兆円の目標実現に向けて～【概要】
※2016年3月25日新経済連盟提言

1 インバウンド促進(1億人・30兆円の目標実現に向けて)

(1)日本を訪れてもらう

- ✓ デジタルマーケティング戦略(情報提供プラットフォーム、政府CMO設置等)
- ✓ 航空政策の見直し(LCC拡大、4D管制、横田基地民間共用等による発着枠拡大)

(2)滞在中に快適に過ごし、消費してもらう

- ✓ 宿泊場所の提供(ホームシェア)
- ✓ モビリティの向上(ライドシェア、情報のバリアフリー)
- ✓ 通信環境(Wi-Fi環境の整備)
- ✓ 消費拡大(キャッシュレス決済、ラグジュアリーツーリズム、免税手続のIT化)
- ✓ 都市空間の魅力向上(歩行者天国活用、公園コンセッション、ナイトタイムエコノミー、集客施設)
- ✓ オリンピック・パラリンピックに向けたセキュリティ対策

訪日外国人旅行客が快適な通信環境を利用し、SNS等により日本の魅力を発信

(3)リピーターになってもらう

- ✓ 帰国後も日本を近くに感じられる環境の提供

リピーター化

2 国内観光の振興

- ✓ 旅行需要の平準化(地域ごとの休暇の分散化)

3 観光行政の体制強化

- ✓ 観光行政の司令塔機能の強化・予算の拡充

Hello, Future!



新經濟連盟



Japan Association of New Economy